

郡山市市民活動サポートセンター業務委託プロポーザルに係る契約候補者選定基準

令和7年12月22日作成

1 審査項目及び配点

審査項目	審査ポイント	配点	
(1)実施体制	①業務実施体制及び実績	<ul style="list-style-type: none"> 中間支援を行う上で、他の市民活動団体の信頼を得るだけの実績があるか。 事業運営をするに当たり、類似業務の実績はあるか。 	5点
	②経営の安定性	<ul style="list-style-type: none"> 事業運営を安定的に行うため、健全な法人経営がなされているか。 	5点
	③業務の実行能力	<ul style="list-style-type: none"> 事業を運営する事務処理能力と、意欲を有しているか。 センターを適切かつ円滑に運営する組織となっており、また、運営に対し法人全体で責任を持って受託し、十分な支援がとれる体制か。 	5点
	④団体の透明性	<ul style="list-style-type: none"> 団体の活動についての自己評価や改善を行う仕組みがあるか。(組織内の意見等を反映できるシステム) 	5点
	⑤業務に必要な人材の配置と確保	<ul style="list-style-type: none"> 業務に必要な適切な人材の配置が期待できるか。 管理能力のあるセンター所長が配置される予定か。 	5点
(2)センター業務への取組み	①センター業務に関する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 事業の趣旨、センターの設置目的及び機能を理解できているか。 	5点
	②市民活動団体の支援策	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体の支援策が、現状と課題に即しているか。 	5点
	③利用者満足度の向上	<ul style="list-style-type: none"> サービス向上により利用者の満足度を高め、サポートセンターの登録者増加が期待できるか。 	5点
	④適切なリスク管理	<ul style="list-style-type: none"> 情報管理や緊急の場合の対応など、リスクの想定とその対策がとられているか。 	5点
(3)企画提案内容	①主体的に市民公益活動に参加する人材の育成・団体の形成	<ul style="list-style-type: none"> 講座等の開催内容及び開催は適切か。 市民公益活動への参加が期待できる内容か。 	5点
	②連携・協働に向けた人材・団体のマッチン	<ul style="list-style-type: none"> 市民、事業者、市民活動団体及び行政相互の連携・協働が期待できるか。 	5点

	グ		
③市民公益活動及び団体情報の収集及び提供による登録団体の増加	<ul style="list-style-type: none"> メール、ウェブサイト、広報誌、世代に応じたSNSを活用する予定があるか。 効果的な支援、情報発信が期待できる内容か。 	5点	
④市民活動団体への参加の促進及び相互交流	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体等の相互交流の促進が期待できる内容か。 	5点	
⑤持続可能な市民公益活動に関する相談・助言	<ul style="list-style-type: none"> 市民公益活動を行う個人及び団体のニーズに合った支援・助言が期待できる内容か。 	5点	
⑥地域協働のプラットフォーム（地域課題を解決するための話し合いの枠組み）に対する助言・指導及び情報収集	<ul style="list-style-type: none"> モデル地域を訪問し、効果的に市民活動団体等に対する支援を行うための具体的な考え方があるか。 	5点	
⑦業務提携団体を活用したプラットフォームへの訪問と、団体間の情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 他団体と連携・情報共有して市民活動団体の訪問活動を実施することが可能か。 	5点	
⑧提案内容の的確性	<ul style="list-style-type: none"> 本市の現状、業務目的を正しく理解し、その実現に有効な方針が示されているか。 	5点	
⑨提案内容の独創性	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容に独自性があり、新たな視点からの工夫があるか。 	5点	
⑩提案内容の実現性	<ul style="list-style-type: none"> 実施方法及びスケジュールが具体的で、円滑な業務履行が可能か。 	5点	
(4)費用対効果	① 参考見積	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容に対し適切な金額であるか。 (下記計算方法により採点する。) 	5点
	合計		100点

2 審査方法

- 評価委員の持ち点（100点）を合算した値が最も高い者を契約候補者、次に高い者を次順位者として決定する。
- 点数が同点の場合は、見積金額が低い者を契約候補者、又は次順位者とする。
- 企画提案書等に対する評価点の合計点が満点の60%未満となった場合は、契約候補者としないことがある。次順位者においても同様の取り扱いとする。

3 参考見積の採点方法

配点×（申込者のうち最も低い見積金額）÷（見積金額） ※小数点以下切り捨て

例 配点（5点）×（申込者のうち最も低い見積金額）÷（見積金額）

申込者	見積金額	採点方法	点数
A	2,000,000 円	$5 \times 1,500,000 \div 2,000,000 = 3.75$	3点
B	1,500,000 円	$5 \times 1,500,000 \div 1,500,000 = 5$	5点